

内閣府担当官 殿

平成17年7月14日
警 察 庁

犯罪被害者等基本計画骨子案（3）に対する久保構成員の意見に対する警察庁
意見について（回答）

下記のとおり、意見を提出する。

- 1 「2 安全の確保（基本法第15条関係）（2）犯罪被害者等に関する情報の保護 工」
については、原案のままとされたい。

【理由】

久保構成員の修文案では、「マスコミの実名原則を踏まえつつ」とされているところ、警察では、事件・事故報道の公共性や報道機関が負っている責務について十分に理解しているものの、発表については、捜査の支障及び関係者のプライバシーと公益との考慮など警察が自ら判断しなければならず、関係者の実名などが報道されることによる影響の判断をすべて報道機関に任せることはできないと考えている。